
平成31年 第1回(定例)桂川町議会会議録(第3日)

平成31年3月20日(水曜日)

議事日程(第3号)

平成31年3月20日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第2号 桂川町教育・保育施設整備基金条例の制定
- 日程第2 議案第3号 桂川町地域振興基金条例を廃止する条例の制定
- 日程第3 議案第4号 桂川町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第4 議案第5号 桂川町防災会議条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第5 議案第6号 桂川町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第6 議案第7号 桂川町水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第7 議案第10号 平成31年度桂川町一般会計予算
- 日程第8 議案第11号 平成31年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 日程第9 議案第12号 平成31年度桂川町土地取得特別会計予算
- 日程第10 議案第13号 平成31年度桂川町国民健康保険特別会計予算
- 日程第11 議案第14号 平成31年度桂川町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第12 議案第15号 平成31年度桂川町水道事業会計予算
- 日程第13 議案第16号 平成30年度桂川町一般会計補正予算(第5号)

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第2号 桂川町教育・保育施設整備基金条例の制定
- 日程第2 議案第3号 桂川町地域振興基金条例を廃止する条例の制定
- 日程第3 議案第4号 桂川町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第4 議案第5号 桂川町防災会議条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第5 議案第6号 桂川町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第6 議案第7号 桂川町水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第7 議案第10号 平成31年度桂川町一般会計予算

- 日程第8 議案第11号 平成31年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
 日程第9 議案第12号 平成31年度桂川町土地取得特別会計予算
 日程第10 議案第13号 平成31年度桂川町国民健康保険特別会計予算
 日程第11 議案第14号 平成31年度桂川町後期高齢者医療特別会計予算
 日程第12 議案第15号 平成31年度桂川町水道事業会計予算
 日程第13 議案第16号 平成30年度桂川町一般会計補正予算（第5号）

出席議員（10名）

1番 原中 政廣君	2番 林 英明君
3番 柴田 正彦君	4番 杉村 明彦君
5番 大塚 和佳君	6番 吉川紀代子君
7番 北原 裕丈君	8番 下川 康弘君
9番 竹本 慶吉君	10番 青柳 久善君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 神崎 博和君

説明のため出席した者の職氏名

町長	井上 利一君	副町長	森山 一平君
教育長	大庭 公正君	総務課長	山邊 久長君
企画財政課長	原中 康君	企画財政課長補佐	小平 知仁君
建設事業課長	小金丸卓哉君	住民課長兼会計管理者	坂井 習司君
税務課収納対策室滞納整理係長兼収納係長	山口 信宏君	保険環境課長	横山 由枝君
健康福祉課長	江藤 栄次君	産業振興課長	山本 博君
子育て支援課長	秦 俊一君	水道課長	古野 博文君
学校教育課長	北原 義識君	社会教育課長	尾園 晃君
社会教育課長補佐	原田 紀昭君		

午前10時00分開議

○議長（原中 政廣君） おはようございます。ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

会期中の審査事件として、各常任委員会に付託しておりました事件の審査結果の報告を求めます。

日程第1. 議案第2号

○議長（原中 政廣君） 議案第2号桂川町教育・保育施設整備基金条例の制定についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
下川委員長。

○総務経済建設常任委員長（下川 康弘君） 議案第2号桂川町教育・保育施設整備基金条例の制定について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

本議案は、学校・保育施設の老朽化に伴い、今後、施設の維持修繕、建てかえ工事を計画的に行うことができるよう本基金を積み立てるものであります。平成31年度一般会計予算では、500万円の積立金が計上されており、今後は経済状況を勘案しながら積み立てを継続していく方針が示されております。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号桂川町教育・保育施設整備基金条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第2. 議案第3号

○議長（原中 政廣君） 議案第3号桂川町地域振興基金条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
下川委員長。

○総務経済建設常任委員長（下川 康弘君） 議案第3号桂川町地域振興基金条例を廃止する条例の制定について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

本議案は、本格的な高齢化社会への備えを目的として平成2年に設置された基金条例の廃止を提案するものでありますが、設立後に行われました介護保険法制度の導入、後期高齢者医療制度の発足等による高齢者福祉環境の変化において、桂川町では後期高齢者福祉計画を策定し、具体的な事業目標を定め、取り組みを行っている状況であります。このような状況の中、当基金を政策の財源として求めるものがなく、一定の役割が果たされたものと判断いたします。

したがって、当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号桂川町地域振興基金条例を廃止する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第4号

○議長（原中 政廣君） 議案第4号桂川町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
下川委員長。

○総務経済建設常任委員長（下川 康弘君） 議案第4号桂川町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務経済建設委員会の審査結

果の報告をいたします。

本議案は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が、平成30年4月1日から施行されることに伴い、本条例に定められた国民健康保険運営協議会委員を国民健康保険事業の運営に関する協議会委員に改めるものです。これは文言の改正であります。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号桂川町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第5号

○議長（原中 政廣君） 議案第5号桂川町防災会議条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

下川委員長。

○総務経済建設常任委員長（下川 康弘君） 議案第5号桂川町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

本議案は、桂川町防災会議条例第3条に定められた桂川町防災会議委員について、近年発生している大規模災害等への対応を考慮して、防災会議委員を補充し、防災会議の拡充を図るため、桂川町防災会議条例の一部を改正するものです。

現在20名の防災委員を23名にふやすものです。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号桂川町防災会議条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第6号

○議長（原中 政廣君） 議案第6号桂川町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。柴田委員長。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 議案第6号桂川町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生委員会の審査結果を報告します。

本議案は、平成31年1月31日から災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、桂川町の条例の災害援護資金の貸し付けの内容について改正するものです。

具体的には、保証人の規定の明確化、従来の年賦・半年賦償還に月賦償還を追加し、償還の選択肢を拡大することが主な内容です。

災害被災世帯への援護資金貸し付けの内容の充実を図り、自治体の責任において町民の福祉生活の安定に資することを目的としています。

当委員会は、審査結果、原案に全員賛成です。

以上、報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号桂川町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第7号

○議長（原中 政廣君） 議案第7号桂川町水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。下川委員長。

○総務経済建設常任委員長（下川 康弘君） 議案第7号桂川町水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務経済建設委員会の審査結果を報告いたします。

今回の改正につきましては、学校教育法の一部改正に伴うもので、専門職大学は、大学制度の中で新たな教育機関として位置づけられたことにより、水道布設工事監督者及び技術管理者の資格要件に専門職大学の全期課程修了を追加するものです。

なお、専門職大学は、今現在認められているのは、高知リハビリテーション専門職大学、国際ファッション専門職大学、ヤマザキ動物看護専門職短期大学、この3校のみとなっております。水道関係の専門職大学は今のところございません。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案に賛成可決でありま

す。よって、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号桂川町水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第10号

○議長（原中 政廣君） 議案第10号平成31年度桂川町一般会計予算についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。下川委員長。

○総務経済建設常任委員長（下川 康弘君） 議案第10号平成31年度桂川町一般会計予算について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

当委員会に関するものは、歳入では、町税において前年度実績等を考慮し、1.7%増となっております。

次に、地方贈与税及び地方交付税等につきましては、地方財政計画等を勘案し、計上がなされております。

次に、繰入金では、財政調整基金など、それぞれの基金条例の設置目的に沿った繰り入れが行われております。

また、国庫補助金等、他の歳入につきましては、前年度実績等を考慮して計上されております。

一方、歳出予算につきましては、2款総務費において、新規として教育・保育施設整備基金積立金、西鉄バス路線運行補助金、まち・ひち・しごと創生総合戦略第2期等策定委託料、AED購入等補助金、航空写真成果利用家屋図データ更新及び各地認定等業務委託料等が計上されています。

次に、5款労働費では、嘉麻・桂川広域シルバー人材センター委託料などが計上されております。

次に、6款農林水産費では、農林業の振興に係る一般関係経費や新規として水路橋点検業務委託料が計上されています。

7款商工費では、商工業の振興に関する経費や新規として小規模事業者経営改善資金融資利子補給補助金、定住自立圏観光ルート開発事業負担金が計上されております。

8款土木費では、桂川駅周辺の整備事業費や町営二反田団地の更新事業に関する経費、また新規としてブロック塀等撤去補助金の計上がなされております。

次に9款消防費では、飯塚地区消防組合負担金や町消防団組織に係る経費が計上されております。

当委員会は、審査の結果、当委員会に付託されました案件につきましては、原案に全員賛成であります。

報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） 柴田委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 議案第10号について、文教厚生委員会に付託されました審査結果の報告をします。

当委員会に関する主なものは、歳入においては、保育所及び学童保育所の保育料や国・県の支出金の計上がなされています。

また、総合福祉センターや総合体育館など各種使用料については、前年度実績等を勘案し、計上されています。

歳出予算の主なものは、3款民生費においては、社会福祉や障がい者・高齢者福祉、子育て環境の改善充実を図る経費の計上がなされています。

また、第2期子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料や、高齢者など運転免許証自主返納者への支援タクシー利用券給付費の計上もなされています。

4款衛生費においては、各種健診や予防接種、健康増進に係る経費やごみ処理などの生活環境を保持するための関係経費が計上されています。新規に風疹に対する個別予防接種及び抗体検査委託料、自殺対策計画策定支援業務委託料、産後ケア事業委託料の計上もなされています。

10款教育費では、教育の充実を図るために30人以下学級にする関係経費が計上されています。また、今年度、桂川小学校体育館、武道場、図書館にLED照明器具を設置する予算の計上もなされています。

さて、委員会で問題になったのは、民生委員や区長職等の待遇面に配慮するという件でした。平成30年9月10日の一般会計特別会計決算審査結果報告書において、竹本慶吉委員長は、特に近年問題となっている、区長職及び民生委員等の待遇面に配慮する必要がありますと昨年の9月10日に報告されています。

しかし、31年度会計予算案が待遇面に配慮されているとは思えません。早急に待遇面に配慮した措置を行ってください。必ずとってくださるということを信頼し、総務では採決をとりました。

当委員会は、原案に賛成多数であります。

以上、報告、終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。柴

田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 文教厚生委員会に付託された予算の中に、既に小学生・中学生のゆのうら体験の杜での宿泊を前提としたものがあります。あちらこちらにそのための予算が入っています。教育課程の編成権は学校にあります。町や教育委員会にはありません。小学生・中学生のゆのうら体験の杜宿泊を町や教育委員会が強制することは不当な介入となります。もちろん、そこはおわかりでしょう。あくまでも学校が希望したときの予算を確保しているということだと思います。

そこで総務経済建設委員会、下川委員長に質問します。総務のほうで審議していた予算の中に小学校・中学校の宿泊を前提とした予算が入っているのでしょうか。お願いします。

○議長（原中 政廣君） 下川君。

○総務経済建設常任委員長（下川 康弘君） 柴田議員の質問にお答えいたします。

総務経済委員会の中にはゆのうら体験の杜ですね、運営及び管理の委託料等が入っておりますが、学校関係の予算は含まれておりません。

以上、報告を終わります。

○議員（3番 柴田 正彦君） ありがとうございます。

○議長（原中 政廣君） よろしいですか。

○議員（3番 柴田 正彦君） はい。

○議長（原中 政廣君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子です。

私は、議案10号平成31年度桂川町一般会計予算に反対の立場から討論を行います。

この予算書から見えてくるものは、国の悪政言いなりで住民の苦しみに相反したものだということだと思います。

まず、歳入で35ページ、2節で4,098万4,000円計上されております清掃手数料は、町民が購入するごみ袋代であります。このごみ袋代の原価は、18円であり、64%もの粗利のもと、売価が50円の設定であります。これは住民にとって高過ぎると思います。

次に、総務費として、老朽化した桂川小学校、桂川東小学校、桂川中学校、桂川幼稚園、吉隈保育所、土師保育所の建てかえ準備金として500万円の計上は、金額が少ないように思いますが、建設に向けた第一歩であり、前進したことは評価できます。

同じく総務費として、75ページに西鉄バス路線運行補助金が592万7,000円計上され

ていますが、発想がおかしいと思います。なぜならば、西鉄バスの減便、廃止により困っているのは地元住民なのに、住民に対して何の方策もとられることなく、西鉄には補助金を出すということは住民感情に相反します。

次に、95ページ、民生費で敬老祝金は70歳支給を廃止、71歳を1万円に減らすということで485万円が計上されていますが、これは明らかに福祉の後退であります。敬老祝金とは、高齢者の長寿を祝い、これまで社会への貢献をねぎらうという意味で各自治体が進呈してきましたが、削減する理由も曖昧にして減らすというのは、本来の趣旨から逸脱していると思います。

次に124ページ、衛生費で、ふくおか県央環境広域施設組合負担金が2億144万9,000円計上されていますが、具体的な将来の展望もなく、時期尚早と思われます。さらに部落解放同盟への筋の通らない補助金747万6,000円が計上されております。

以上、国の悪政言いなり、福祉犠牲の予算であり、私は反対をいたします。

○議長（原中 政廣君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで討論を終わります。

反対討論がありますので、これより議案第10号を採決します。起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（原中 政廣君） 起立多数であります。したがって、議案第10号平成31年度桂川町一般会計予算については、可決することに決定しました。

日程第8. 議案第11号

○議長（原中 政廣君） 議案第11号平成31年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
下川委員長。

○総務経済建設常任委員長（下川 康弘君） 議案第11号平成31年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ232万5,000円であります。

歳入の主なものは、住宅新築資金等貸付事業収入などの見込み計上であります。

また、歳出では、一般管理職で需用費や弁護士委託料、競売になった場合の予納金などの計上であります。

貸し付け事業は、平成7年度までで終わり、地方債は平成28年度完済しております。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号平成31年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第12号

○議長（原中 政廣君） 議案第12号平成31年度桂川町土地取得特別会計予算についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。下川委員長。

○総務経済建設常任委員長（下川 康弘君） 議案第12号平成31年度桂川町土地取得特別会計予算について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

平成31年度の当会計の予算計上においては、個別事案に係る土地購入費等の事業予算は計上されておられません。例年どおりの存置科目的な予算計上となっております。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案に賛成可決であり

ます。よって、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号平成31年度桂川町土地取得特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第13号

○議長（原中 政廣君） 議案第13号平成31年度桂川町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

本案については、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。柴田委員長。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 議案第13号平成31年度桂川町国民健康保険特別会計予算について、文教厚生委員会の審査結果を報告します。

本会計の歳入歳出予算総額は18億3,494万1,000円で、加入世帯2,072世帯、被保険者3,309名に関する予算です。

予算の規模としては、対前年度比0.6%増、約1,100万円の増額となっています。

歳入の主なものは、国民健康保険税は、調定額及び徴収率の上昇により、約2億9,300万円、160万円の増額で計上しています。

桂川町の医療費の支払いや市町村財政の安定化のために県から交付される県支出金は約13億7,400万円で対前年度比1,400万円の増額となっています。

歳出では、医療費等で桂川町が負担すべき保険給付費は約13億9,400万円で、前年度に比べ約2,100万円の減額となっていますが、国民健康保険特別会計の歳出予算の約76%を占めており、さらなる医療費の適正化が必要です。また、平成30年度から始まった制度により、県に納付する国民健康保険事業費納付金は、約3,400万円増額の3億8,800万円を県に納付します。

高齢化の進展や医療技術の高度化により、今後の医療費の増加が予想され、国保を取り巻く状況は厳しいものがあります。国民皆保険の基盤である国民健康保険が持続可能な制度として円滑に運営されるように、医療費の適正化を推進し、国民健康保険の財政運営の安定化に努めていただきますよう要望します。

当委員会は、審査の結果、原案に賛成多数であります。

以上、報告、終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 私は、議案13号平成31年度桂川町国民健康保険特別会計予算に反対の立場から討論を行います。

高過ぎる国保税で予算は組まれております。国保事業でも子育て支援をするべきであり、一般質問でも発言しましたように、岩手県宮古市を初め多くの自治体に広がっている子供の均等割を廃止し、本町も高過ぎる国民健康保険税を引き下げるべきと考えますので、反対をいたします。

○議長（原中 政廣君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで討論を終わります。

反対討論がありますので、これより議案第13号を採決します。起立により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（原中 政廣君） 起立多数であります。したがって、議案第13号平成31年度桂川町国民健康保険特別会計予算については、可決することに決定しました。

日程第11. 議案第14号

○議長（原中 政廣君） 議案第14号平成31年度桂川町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

本案については、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。柴田委員長。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 議案第14号平成31年度桂川町後期高齢者医療特別会計予算について、文教厚生委員会の審査の結果を報告します。

本会計の歳入歳出予算総額は2億6万7,000円で、被保険者約2,150名に関する予算であります。

予算の規模としては、対前年度比約3.1%増、600万円の増額となっております。

収入の主なものは、後期高齢者医療保険料の1億2,671万6,000円と広域連合等に関する事務費及び保険基盤安定繰入金の7,054万円です。

歳出の主なものは、本町の総務管理費及び徴収費の747万4,000円及び広域連合への保険料等の納付金の1億9,109万3,000円です。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成です。

以上、報告、終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより議案第14号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号平成31年度桂川町後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第15号

○議長（原中 政廣君） 議案第15号平成31年度桂川町水道事業会計予算についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。下川委員長。

○総務経済建設常任委員長（下川 康弘君） 議案第15号平成31年度桂川町水道事業会計予算について、総務経済建設委員会の審査結果を報告いたします。

今年度の予算は、第2条で平成31年度の業務予定量は、給水戸数5,943戸、年間有収水量129万5,692m³、1日の平均有収水量5,550m³を予定しています。

当初予算の第3条で定めた収益的収入及び支出においては、水道料金などの収入総額2億2,051万3,000円を予定しています。

また、支出総額としては、2億1,668万8,000円を予定しており、差し引きの事業収益は382万5,000円の純利益を見込んでいます。

支出の主なものは、人件費、動力費、薬品費、修繕費、水質検査手数料、土師浄水場豪雨対策工事費、工事請負費、業務委託料等に関する経費となっております。

次に、第4条におきましては、資本的収入及び支出の予算を計上しております。

収入については、今年度予定はなく、支出の総額を2,427万9,000円と予定しております。

主な支出は、機械装置購入費並びに企業債償還金などが主なものであります。収入が支出に対して不足している額2,427万9,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金

2,373万9,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額54万円で補填するものです。

なお、3月11日の本会議での平成31年度水道事業会計予算についての吉川議員から消費税の取り扱い周知についての御質問についてですが、水道水については軽減税率の適用対象となりませんので、10月使用分より消費税の引き上げを行う予定です。予算の内容についても、収入及び支出について10月から消費税の引き上げを見込んだ金額で予算計上を行っています。

周知の方法については、広報等でお知らせをする予定です。

審査の結果、当委員会は原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 私は、議案第15号平成31年度桂川町水道事業会計予算に反対の立場から討論を行います。

昨年の豪雨経験を生かし、災害対策として新規の予算計上は評価できますが、国の施策とはいえ、水は必要不可欠であり、水道料金に消費税増で予算計上することに疑義を呈し、反対をいたします。

○議長（原中 政廣君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで討論を終わります。

反対討論がありますので、これより議案第15号を採決します。起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（原中 政廣君） 起立多数であります。したがって、議案第15号平成31年度桂川町水道事業会計予算については、可決することに決定しました。

日程第13. 議案第16号

○議長（原中 政廣君） 議案第16号平成30年度桂川町一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

本案については、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。柴田委員長。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 議案第16号補正予算（第5号）について、文教厚生委員会の審査結果を報告します。

今回の補正は、桂川小学校、桂川東小学校におけるトイレ改修工事に関する経費を計上するものです。

歳入の主なものは、16款国庫支出金の学校施設環境改善交付金、21款町債の学校施設環境改善事業債は、いずれもトイレ改修工事に伴う計上がなされています。

また、歳出の主なものは、10款教育費において、桂川小学校、桂川東小学校のトイレ改修に係る設計委託料、工事請負費が計上されています。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成です。

以上、報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより議案第16号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号平成30年度桂川町一般会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決されました。

○議長（原中 政廣君） 以上で、本定例会に付議された案件は、全て議了いたしました。よって、平成31年第1回桂川町議会定例会を閉会いたします。

本日はお疲れさまでした。

午前10時51分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

平成 年 月 日

署名議員

平成 年 月 日

署名議員